

令和2年度 三木市中小企業事業継続支援給付金 支給要領

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が概ね5%以上減少している市内の中小企業者（中小企業・小規模事業者）の皆様へ

新型コロナウイルス緊急対策「三木市中小企業事業継続支援給付金制度」を創設しましたので、給付金（上限30万円）の申請受付をお知らせします。

申請受付期間 令和2年5月7日（木）～令和2年10月30日（金）

1 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響を受けている市内の中小企業者に対して、中小企業事業継続支援給付金を支給することにより、中小企業者の事業活動の継続を支援します。

2 対象者

申請日において次の各号のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。※1
- (2) 市内に主たる事業所を有する個人又は法人であること。※2
- (3) 令和2年9月30日までに次のいずれかに該当する方であること。※3

ア 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に規定するセーフティネット保証4号の認定を受け、新型コロナウイルス感染症対策として兵庫県中小企業融資制度を利用し金融機関から融資を受けていること。

イ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定するセーフティネット保証5号の認定を受け、新型コロナウイルス感染症対策として兵庫県中小企業融資制度を利用し金融機関から融資を受けていること。

ウ 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する危機関連保証の認定を受け、新型コロナウイルス感染症対策として兵庫県中小企業融資制度を利用し金融機関から融資を受けていること。

エ 新型コロナウイルス感染症対策により日本政策金融公庫から融資を受けていること。

オ 新型コロナウイルス感染症対策により商工組合中央金庫から融資を受けていること。

- (4) 市税の滞納がないこと。

※1 次の業種の会社・個人事業主が対象になります。

業種分類	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

次の法人や組合は対象とはなりません。

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合等）又は有限責任事業組合 等

※2 「市内に主たる事業所・店舗を有している個人事業主及び会社」が該当します。

事業主の住民登録が市内にある場合でも、主たる事業所・店舗が市外にある場合は対象となりません。

※3 兵庫県中小企業融資制度

市商工振興課等でセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の市町長の認定を受け、新型コロナウイルス感染症対策として下記の兵庫県中小企業融資制度を利用して、令和2年9月30日までに金融機関から融資を受けていることが該当します。

- ・新型コロナウイルス対策貸付（経営円滑化貸付）
- ・経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）
- ・借換等貸付（新型コロナウイルス対策）
- ・新型コロナウイルス危機対応貸付（経営円滑化貸付）
- ・新型コロナウイルス感染症対応無利子資金
- ・新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付

日本政策金融公庫の融資制度

新型コロナウイルス感染症対策により日本政策金融公庫から令和2年9月30日までに下記の融資を受けていることが該当します。

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナ関連 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
- ・セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナ関連 生活衛生改善貸付
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

商工組合中央金庫の融資制度

新型コロナウイルス感染症対策により商工組合中央金庫（商工中金）から令和2年9月30日までに下記の融資を受けていることが該当します。

- ・危機対応融資

（融資制度については、給付金の申請期間中に追加される可能性があります。）

3 給付金の額 融資額の5%（上限30万円）

上記2の(3)の融資額の5%で、1,000円未満の端数は切り捨て、上限を30万円とします。

【計算例】

- ・6,000,000×0.05=300,000円
- ・5,750,000×0.05=287,500円→287,000円（1,000円未満の端数切り捨て）
- ・5,000,000×0.05=250,000円
- ・10,000,000×0.05=500,000円>300,000円→300,000円（上限30万円）

上記2の(3)のA～オまでの融資額のすべてを合算することができます。

例) 兵庫県中小企業融資制度の「借換等貸付（新型コロナウイルス対策）」と「新型コロナウイルス危機対応貸付（経営円滑化貸付）」の融資額を合算することができます。

兵庫県中小企業融資制度の「新型コロナウイルス対策貸付（経営円滑化貸付）」と日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と商工組合中央金庫の「危機対応融資」の融資額を合算することができます。

4 給付の回数 一つの支給対象者につき1回を限度とします。

5 支給までの流れ

申請受付→書類確認→審査→支給・不支給の決定→給付金の支給

6 申請受付期間 令和2年5月7日(木)～令和2年10月30日(金)（消印有効）

7 申請書類

(1) 申請書

三木市中小企業事業継続支援給付金支給申請書及び同意書（様式第1号）

※ 申請書の記入上の留意点

個人事業主の方で、ご自身の住所と市内の事業所（店舗）の所在地が異なる場合は、その両方を2段書きで記入してください。

(2) 添付書類

① 貴事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、金融機関から融資を受けたこと及び融資金額を証する書類

ア 民間金融機関の場合

- ・金銭消費貸借契約書の写し
- ・融資計算書等の写し
- ・信用保証協会が発行する信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し又は信用保証書の写し
- ・セーフティネット保証認定書の写し（※お持ちでない場合はご相談ください）

イ 日本政策金融公庫の場合

- ・借用証書の写し
- ・お支払額明細書の写し

ウ 商工組合中央金庫の場合

- ・契約書の写し
- ・念証の写し（別紙含む）
- ・証書貸付実行計算書兼返済予定表の写し

② 給付金の受取口座が確認できるもの

ア 普通口座の場合：

預金通帳の名義人（フリガナ含む）・口座番号がわかる部分の写し

イ 当座口座の場合：

上記アの預金通帳の写し又は当座勘定照合表の写し

※ 振込希望口座の名義人は、申請者と同じ名義人にしてください。法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。

③ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し

④ 市内に住所を有しない個人又は市内に本社・本店登記を有しない会社の場合、次のアからカのそれぞれに該当する書類

ア 事業主の住所地を証明する書類（個人事業主の場合のみ）

- ・身分証明書の写し（運転免許証等）

イ 事業を行っていることがわかる書類

- ・個人の場合：確定申告書一式の写し

- (直近1年度分。青色、白色申告を問わず決算書部分を含む全ページ)
- ・会社の場合：決算書一式の写し（直近1年度分。全てのページ）
- ウ 市内に事業所を所有または賃借していることが分かる書類
- 事業所を所有している場合
- 直近年度の固定資産税・都市計画税納税通知書
 - 及び固定資産税・都市計画税課税明細書（土地・家屋）
 - または事業に供している物件の固定資産税評価証明書
- 事業所を賃借している場合
- 事業所の賃貸契約書
- エ 市内の事業所の住所が分かる各種届出、許可証等
- ・許認可証、営業許可証、開業届等のいずれか1点
- オ 市内での営業実態を証する書類（次のうちいずれか1点以上）
- ・外観及び内観の写真
 - ・パンフレット
 - ・ホームページの写し（外観・内観写真、住所、位置図等の分かるページ）
 - ・位置図 等
- カ 複数の事業所を展開している場合、市内の事業所が主たる事業所であることを証する書類
- ・事業所ごとの売上台帳や試算表等、三木市内の事業所が売り上げの多くを占めていることを証するもの

(3) 提出していただいた書類は、返却いたしません。

(4) 申請書に使用できる印は、次のとおりです。ただし、スタンプ印は認められません。

ア 法人事業者の場合・・・代表取締役の印（社判は不可）

イ 個人事業者の場合・・・代表者の個人印

8 申請方法・提出先

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、原則、郵送での提出としています。簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法での提出を推奨いたします。差出人の欄のない封筒を使用される場合には、差出人のご住所・ご氏名を封筒の裏側に記載してください。

(宛先)

〒673-0492

三木市上の丸町 10-30

三木市 商工振興課

中小企業給付金担当 行

やむを得ず直接持参される方に関しては、サンライフ三木(三木市福井 1933-12)にて10時から15時(月曜日～金曜日、祝日除く)まで受け付けます。

申請書の様式は、市のホームページからダウンロードしてください。なお、サンライフ三木や市商工振興課の窓口でも配布しております。市のホームページからダウンロードができないなど申請書の様式を入手できない場合は、市商工振興課にご連絡していただければ、郵送での配布も可能です。

9 審査

- (1) 提出された申請書類は、書面審査にて審査します。
- (2) 申請書の内容の確認や誤りの訂正、添付書類の確認や不備で申請書記載の電話番号に連絡する場合がありますので、極力、連絡がとれるようにしておいてください。連絡が取れない場合は、不支給決定となることもありうるのでご注意ください。
- (3) 審査の途中経過のお問い合わせには、一切応じかねますので予めご了承下さい。
- (4) 審査の結果は、支給決定通知書又は不支給決定通知書により通知します。

10 給付金の支給決定

- (1) 給付金を支給する場合は、支給決定通知書により通知します。
- (2) 給付金を支給しない場合は、不支給の理由を記載して不支給決定通知書により通知します。

11 給付金の支給 申請書記載の振込先に入金します。

12 給付金の支給決定の取消等

- (1) 給付金の支給を受けた後に支給対象者受給者の要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他の不正な手段により給付金の支給を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消すことがあります。
- (2) 支給決定を取り消された方は、期限を定めて、別に指示する方法により支給

された給付金の全額を返還していただきこととなりますので、十分にご注意ください。

13 受給権の譲渡又は担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならないので、十分にご注意ください。

14 支給要領の一読

給付金の申請をする方は、必ず支給要領を一読していただき、不明な点がありましたら、市商工振興課までお問い合わせください。

【提出先及び問合せ先】

三木市 産業振興部 商工振興課 中小企業給付金担当
〒673-0492 三木市上の丸町 10-30
TEL 0794-82-2000 内線 (2231・2234) FAX 0794-82-9728
受付：月曜日～金曜日（8時30分から17時、祝日除く）

【中小企業給付金申請窓口】

サンライフ三木 2階 会議室
〒673-0433 三木市福井 1933-12
受付：月曜日～金曜日（10時から15時、祝日除く）

【中小企業給付金相談窓口】

三木市中小企業サポートセンター
〒673-0433 三木市福井 1933-12 サンライフ三木 2階
TEL 0794-70-8008（要予約） FAX 0794-70-8009
受付：火曜日～土曜日（9時～正午、13時～16時30分、祝日除く）

※上記の提出先・問合せ先・窓口の場所、日時、曜日、電話番号に変更がありましたら、市のホームページで変更をお知らせします。

令和2年7月10日現在